「水土里ネット」って何だろう？

「水土里ネット」とは、全国にある約 4,500 の「土地改良区」という農家の組織と、全国土地改良事業団体連合会、47 都道府県の土地改良事業団体連合会の愛称です。

「水」・・・農業用水・地域用水など

「土」・・・土地、農地、土壌など

「里」・・・農村空間、農家や地域住民が一体となった生活空間など

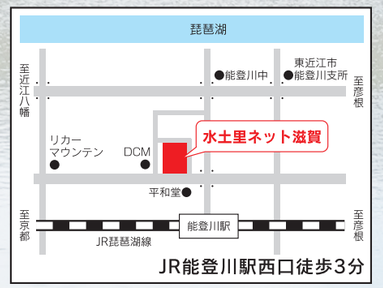
水土里・・・豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

水土里ネット滋賀（滋賀県土地改良事業団体連合会）
〒521-1224　滋賀県東近江市林町 601 番地

●課・担当	●TEL（ダイヤルイン）	●メール
総務課	0748-42-4806	soumu@midorinet-shiga.com
業務課		
・換地担当	0748-42-7168	kanti@midorinet-shiga.com
・農村まるごと保全 推進担当	0748-42-7144	kankyou@midorinet-shiga.com
サポートセンター（長浜事務所）	0749-59-3636	support-center@midorinet-shiga.com
基盤管理推進室		
・ため池管理保全担当	0748-42-7101	kanri@midorinet-shiga.com
・アセットマネジメント担当	0748-42-7167	gizyutu@midorinet-shiga.com

●FAX　0748-42-5574
●ホームページ　https://www.midorinet-shiga.com





JR能登川駅西口徒歩3分

淡海湖【高島市今津町】

水土里ネット滋賀の概要2023



淡海湖（当会所有のドローンにて撮影）



揚水機の定期点検診断



災害復旧現地測量

滋賀県土地改良事業団体連合会

「水土里ネット滋賀」は、滋賀県土地改良事業団体連合会の愛称です。

1. 沿　革

本会は、大正6年2月に設立された滋賀県耕地整理協会を前身とし、昭和7年には滋賀県耕地協会となり、さらに昭和25年に滋賀県土地改良協会と改組しました。その後、昭和32年の土地改良法の改正によって連合会が法制化されたことにより、昭和33年7月29日農林大臣の設立認可を受けて今日に至っています。

また、昭和61年3月29日に設立された(社)滋賀県農村下水道協会は、平成15年3月31日付けで解散し、平成15年4月1日付けで本会へ統合しました。

昭和33年7月29日設立認可（農林省指令第2471号）

昭和33年10月1日登記

2. 目　的

本会は、土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、市町を会員とした法人であり、土地改良事業の適切かつ効果的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的としています。

3. 性　格

本会は、土地改良法第111条の3により法人とされています。その法律的性格は、公益的な目的、事業内容に照らして、土地改良法に定めるところにより設立が認められる「公法人」です。

また、税法上（法人税法、所得税法、印紙税法）からも、営利を目的としない公益法人等に位置付けられています。

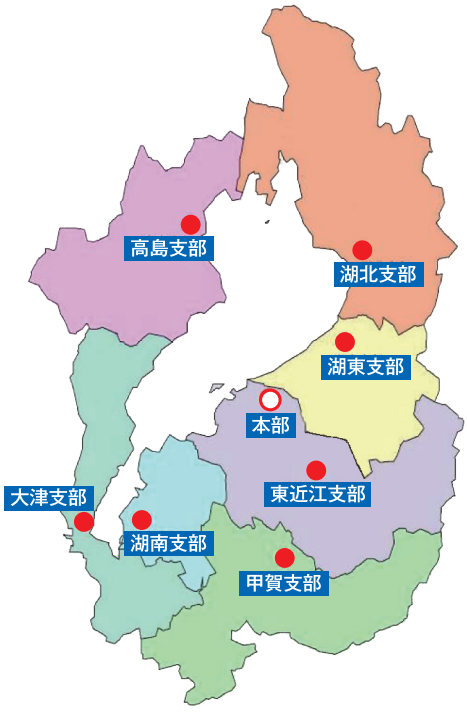
4. 会　員

「この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行う者とする。」（定款第8条）と定められており、県内の市町、土地改良区、土地改良区連合で構成されています。

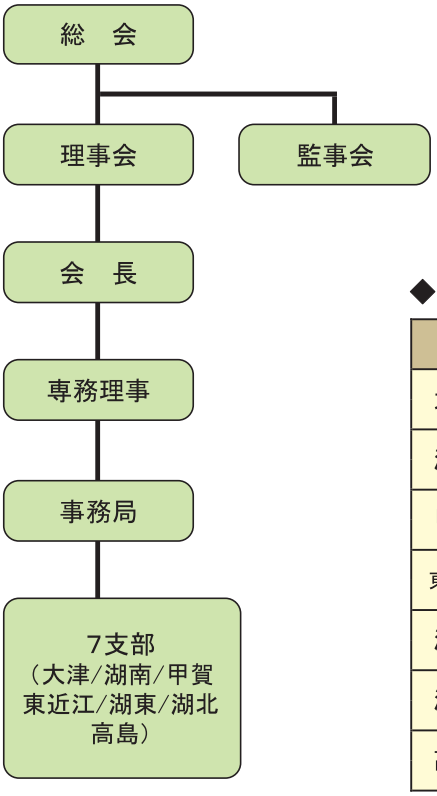
会　員　数　135会員（令和5年5月1日現在）

◆支部別会員数一覧

支部名	会員数	会員数の内訳		
		市町	土地改良区	土地改良区連合
大　津	20	1	19	
湖　南	12	4	8	
甲　賀	6	2	4	
東近江	48	4	44	
湖　東	20	5	14	1
湖　北	10	2	8	
高　島	19	1	18	
計	135	19	115	1



5. 本会の機構



総会は、本会の運営および業務の執行に関する最高議決機関であり、毎事業年度1回3月に通常総会を開催しなければならないと規定されています。主な議決事項として、毎事業年度の事業計画および収支予算の設定、定款規約の変更・改正等があります。

また、業務の円滑化を図るため、県内7箇所に支部を設置しています。

◆支部の所在地と連絡先

支部名	所在地	電話・FAX
大津支部	〒520－8575　大津市御陵町3－1 （大津市役所田園づくり振興課内）	TEL 077－528－2758 FAX 077－523－4053
湖南支部	〒525－8525　草津市草津三丁目14-75 （大津・南部農業農村振興事務所田園振興課内）	TEL 077－567－5416 FAX 077－564－2510
甲賀支部	〒528－8511　甲賀市水口町水口6200 （甲賀農業農村振興事務所田園振興課内）	TEL 0748－63－6322 FAX 0748－63－6139
東近江支部	〒527－0023　東近江市八日市緑町7－23 （東近江農業農村振興事務所田園振興課内）	TEL 0748－22－7722 FAX 0748－23－4912
湖東支部	〒522－0071　彦根市元町4－1 （湖東農業農村振興事務所田園振興課内）	TEL 0749－27－2222 FAX 0749－24－6229
湖北支部	〒526－0033　長浜市平方町1152－2 （湖北農業農村振興事務所田園振興課内）	TEL 0749－65－6620 FAX 0749－64－1597
高島支部	〒520－1621　高島市今津町今津1758 （高島農業農村振興事務所田園振興課内）	TEL 0740－22－6011 FAX 0740－22－4393

6. 役　員

本会の役員は、理事10人以上14人以内、監事2人以上3人以内を置くこととしています（定款第18条）。

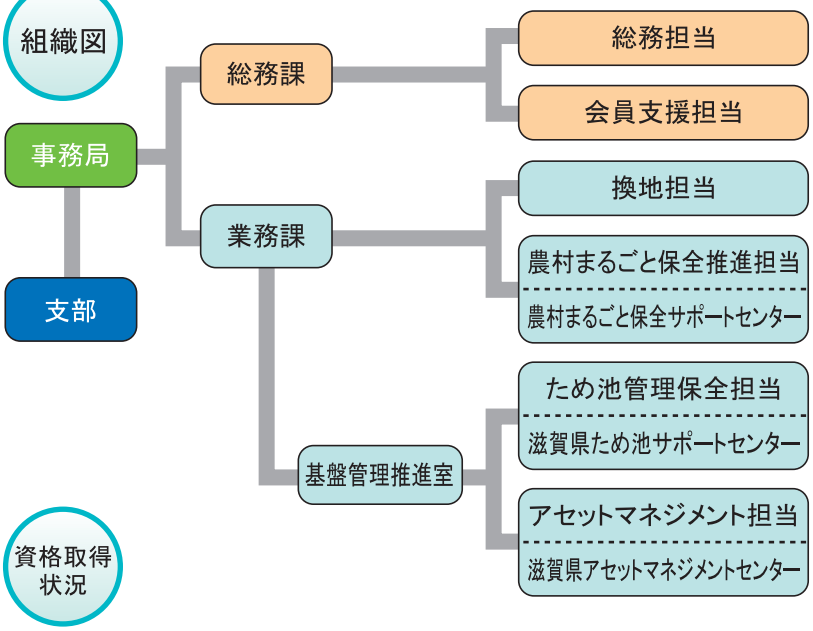
◆滋賀県土地改良事業団体連合会　役員名簿

役職名	氏　名	他の役職等
会長理事	家森　茂樹	大原貯水池土地改良区理事長
副会長理事	野田　藤雄	湖北土地改良区理事長
専務理事	伊藤　哲生	学識経験者
理　事	上野　眞	関津土地改良区理事長
〃	安田　健一	野洲川下流土地改良区理事長
〃	太田　利貞	野洲川土地改良区理事長
〃	小椋　正清	東近江市長、愛知川沿岸土地改良区理事長
〃	西田　秀治	日野川流域土地改良区理事長、竜王町長
〃	川南　博司	能登川土地改良区理事長
〃	児島　甚雄	河瀬土地改良区理事長
〃	廣嶋　久平	愛知川土地改良区理事長
〃	浅見　宣義	長浜市長
〃	松本　文男	淡海土地改良区理事長
〃	皆川　明子	滋賀県立大学環境科学部生物資源管理学科准教授
代表監事	淺田　壤太郎	近江八幡西部土地改良区理事長
監　事	滝本　善之	姉川沿岸土地改良区理事長
〃	中川　幸雄	安曇川沿岸土地改良区理事長

（任期：令和5年4月1日～令和9年3月31日）

7.事務局機構

組織図



職員数

所　属		職員
常務（事務局長）		1
技術参事		1
総　務　課		4
業務課	換　地　担　当	4
	農村まるごと保全推進担当	6
	ため池管理保全担当	4
	アセットマネジメント担当	7
計		27

資格取得状況

資格名称	取得者数	資格名称	取得者数
技術士	2	農業水利施設補修工事品質管理士	1
技術士補	2	土地改良専門技術者	3
測量士	2	2級ビオトープ施工管理士	2
測量士補	2	2級ビオトープ計画管理士	1
土地改良換地士	6	浄化槽設備士	1
農業土木技術管理士	1	浄化槽管理士	7
1級土木施工管理技士	5	第2種電気主任技術者	1
2級土木施工管理技士	3	エネルギー管理士	1
2級建築士	1	会計指導員	4
RCCM	1	農業農村地理情報システム技師	1
1級電気工事施工管理技士	1		

本会は「発注者支援機関」です

本会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、会員である発注者が、設計図書作成から工事の監督・施工状況の確認・検査・評価等に至るまでの発注関係業務を行う場合、発注事務の支援を行うことができます。

設計・積算支援、技術審査支援
監督支援、検査支援

従来から培ってきた技術や経験等をもとにサポートいたしますので、ご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「水土里ネット相談」を実施しています

土地改良区の運営に当たり、多種多様な相談に対応するため、毎月第2水曜日に定期相談を開催します。

主な応対内容

- **土地改良区の運営について**
- **賦課金の問題について**
- **訴訟に関すること**
- **会計について**



詳細は、水土里ネット滋賀ホームページの、「水土里ネット滋賀news」をご覧下さい。

8. 業務内容

会員が行う農業農村整備事業（土地改良事業）を支援します

総務課（☎0748-42-4806）

- 予算・事業計画および事業報告
- 予算執行・決算および経理事務
- 法令・条例および定款・規約諸規程等に関すること
- 総会・理事会・監事会の開催、運営
- 土地改良事業功労者および優良団体表彰の実施
- 水土里ネット相談の運営
- 会員への経理関係等指導・助言
- 土地改良区の指導監査
- 賦課金徴収事務
- 各種事業・協議会等の経理事務
- 滋賀県農業農村整備事業推進協議会の運営



総会の開催





政策提案活動

業務課 換地担当（☎0748-42-7168）

- 換地業務の促進および指導、受託
- 交換分合、農用地集団化の指導・促進
- 土地改良区体制強化事業の受益農地管理強化対策及び換地関係異議紛争処理
- 土地改良専門技術者報告書の作成
- 測量業務の指導・受託
- 換地を伴うほ場整備事業の計画策定の支援



換地事務（新規）担当者研修会の開催



農地集団化推進研修会

業務課 農村まるごと保全推進担当（☎0748-42-7144）

- 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会の運営、受託業務
- 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の広域化に関すること
- 農村まるごと保全サポートセンターの運営
- 広域組織の運営受託、活動組織の受託業務
- 滋賀県農村地域再生可能エネルギー推進協議会の運営
- 滋賀県みずすましセンターの運営
- 琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会に関すること


景観形成活動（コスモス植栽）

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 広域活動組織　設立・運営支援

・「多面的機能支払交付金」に基づく、広域活動組織の設立をお手伝いします。

設立にかかる支援内容

説明資料・ｱﾝｹｰﾄ作成、 説明会・研修会開催
協定書・統一ルール作成、 役員選任
運営委員会・総会の開催　等

・広域活動組織が行う、農地維持+資源向上（共同活動）に関わる処理についてもお手伝いします。

運営にかかる支援内容

運営委員会の運営、 研修会開催
交付金請求手続き、 交付金の交付処理
活動記録・金銭出納簿・領収書整理帳作成
実施状況報告書・財産管理台帳作成　等



田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクールの実施


■知事賞 「田植えを見守るカエルたち」
（東近江市立湖東第三小学校
今吉　花恋さん）

業務課 基盤管理推進室 ため池管理保全担当（☎0748-42-7101）

- 滋賀県ため池サポートセンターの運営
  相談、研修、情報管理
- ため池に関する各種業務の受託
  調査点検支援　　豪雨耐性評価
  耐震診断　　劣化状況評価
  ハザードマップ作成　　改修事業計画作成
- 災害復旧に関すること
- 農道台帳の管理・確認
- 農業集落排水事業関係業務の受託
- 各種受託業務の調査・設計・積算・管理


ハザードマップ地元説明会

滋賀県ため池サポートセンターの活動

・県内の防災重点ため池の管理状況や施設状況を点検確認し、管理者等へ技術的アドバイス等を行っています。
・ため池管理等に関する各種相談を随時、受付中です（相談無料）。

相談等希望される方はお問い合わせ下さい。
（☎0748−42−7101）





ため池管理者からの聞き取り状況

業務課 基盤管理推進室 アセットマネジメント担当（☎0748-42-7167）

- 土地改良区体制強化事業（土地改良施設の診断・管理指導、技術向上研修）
- 土地改良施設維持管理適正化事業等の事業推進
- 農業水利施設アセットマネジメント事業の指導推進
- 農業水利施設アセットマネジメント推進協議会及び各地域・各地区技術検討会について
- アセットマネジメントデータベース（GIS）保守管理及び業務の推進、指導、受託業務
- 農業水利施設の機能診断、機能保全計画・事業計画の作成
- 土地改良施設の管理技術指導
- UAV機器（ドローン）の運用
- 設計基準・歩掛・単価新積算システム等に関すること
- 21世紀土地改良区創造運動の推進
- 土地改良施設賠償責任保険の斡旋



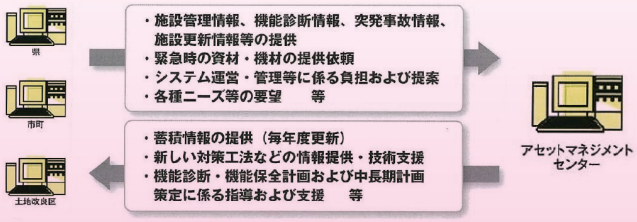
ポンプの振動測定

アセットマネジメントセンターの活動

・県下のアセットマネジメントの円滑な実施を図るため、アセットマネジメントにかかる情報提供、技術支援、普及啓発、データベースシステムによる情報の提供や保守管理等を行っています。

アセットマネジメントデータベースの取組

・データベースシステムを活用し、各種データを蓄積します。
・情報を共有することで、関係者間での共通理解と協働によるアセットマネジメントを推進します。



アセットマネジメントデータベースシステム

データベースを活用し、施設台帳整備や維持管理計画書の作成支援を行っています。ご相談に応じますので、お気軽にお声がけ下さい。

機能診断や、機能保全計画の作成についても支援します。

TOPIC1　改正基盤法による農地整備事業の変更点

○　同法の改正で、農地整備事業への影響のある内容は以下のとおりであり、適切に対応していく。

・地域計画の策定（人・農地プランの法定化）（基盤法第18条）

・機構関連事業の対象を「機構が中間管理権を有すること」に加え、「農業経営等の委託を受けていること」を追加（基盤法第22条の6）

・農地中間管理事業の重点実施区域の変更（機構法第8条、第17条）

［1.人・農地プランの廃止等に伴う中心経営体農地集積促進事業（促進費）の対象経営体の変更］

令和4年12月12日に公開された「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（案）」において、人・農地プランが令和7年3月に廃止されること、これまでの人・農地プランの中心経営体に相当する担い手の要件が明らかになった（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）。これらを踏まえ、農業競争力強化農地整備事業の中心経営体農地集積促進事業（促進費）における中心経営体の定義を修正していく。

［2.基盤法改正を踏まえた農地中間管理機構関連農地整備事業の対象農地の追加］

土地改良法第87条の3
現行：・・・（略）・・・以下の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。
改正：・・・（略）・・・以下の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有し、又は農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。

農地中間管理機構関連農地整備事業の事業実施区域を変更：**以下の①又は②の期間の合計が15年以上の農地**
①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている期間

［3.機構法第8条の改正を踏まえた農地耕作条件改善事業実施要綱の修正］

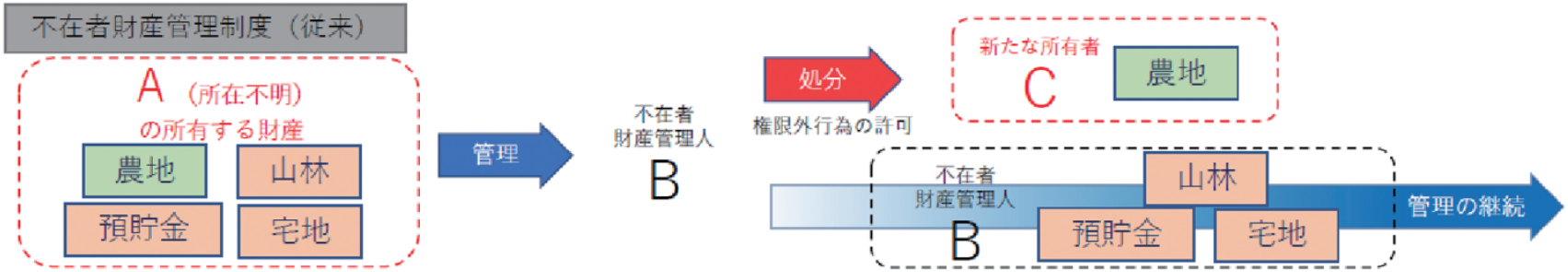
〈改正前〉
○　農地中間管理機構法第8条において、第2項第1号において、農地中間管理事業規定において、農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準を定めるとしていた。
〈改正後〉
○　同法第17条第2項において、農地中間管理機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に行うものとされ、地域計画が法律に基づき全国で制定されれば、農振農用地と同じかまたはそれ以上の範囲となることから、全ての農振農用地で耕作条件改善事業が実施できる見込み。

一方、地域計画が未策定の地域の場合、事業が実施できなくなる。このため、人・農地プランから地域計画の移行に伴い、整理された別添1－3の補助事業との考え方も参考に、経過措置等について、関係機関と調整中。

抜粋「令和５年度農業農村整備事業等予算概算決定の概要」

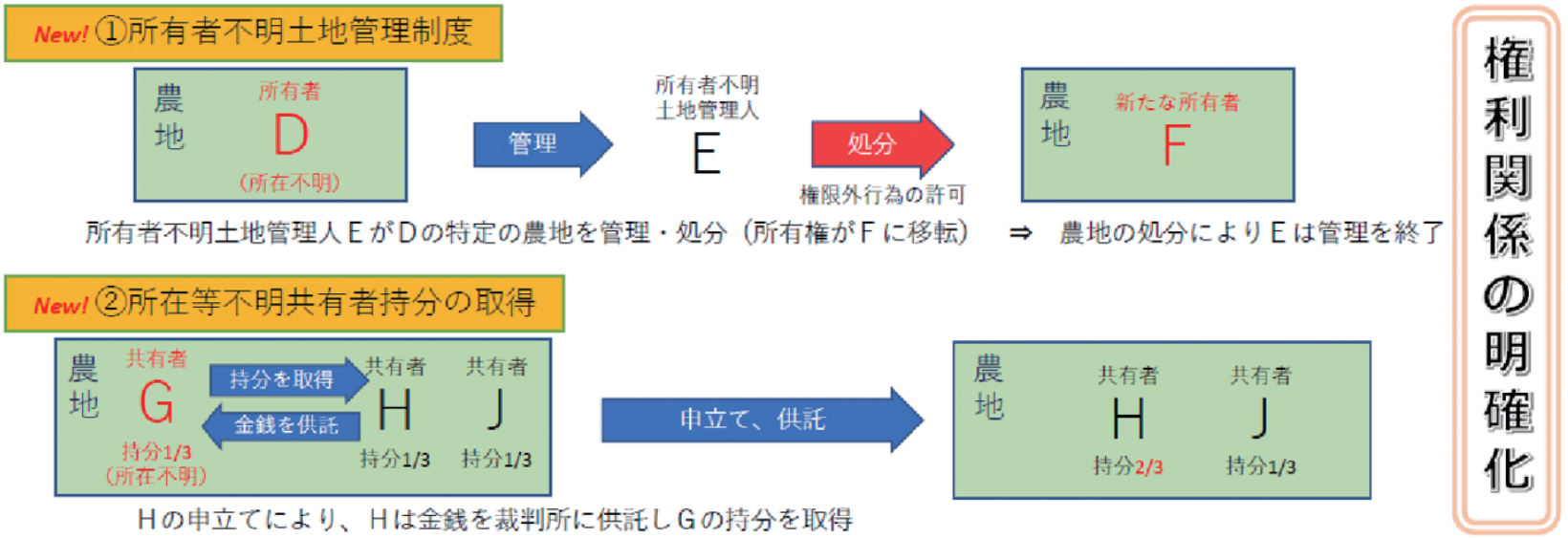
TOPIC2 新たな財産管理制度等の活用による所有者不明農地等の解消

○ 従来の財産管理制度は「人単位」の全財産について管理人を選任するため、管理対象の広範さ等から制度活用のハードルが高い
⇒ 相続等により権利関係が複雑化し、土地改良施設の更新に当たって必要な合意形成が困難になる等土地改良事業の実施に支障



不在者財産管理人Bが Aの財産全般を管理 ⇒ 農地を処分したあともBは管理を継続しなければならない

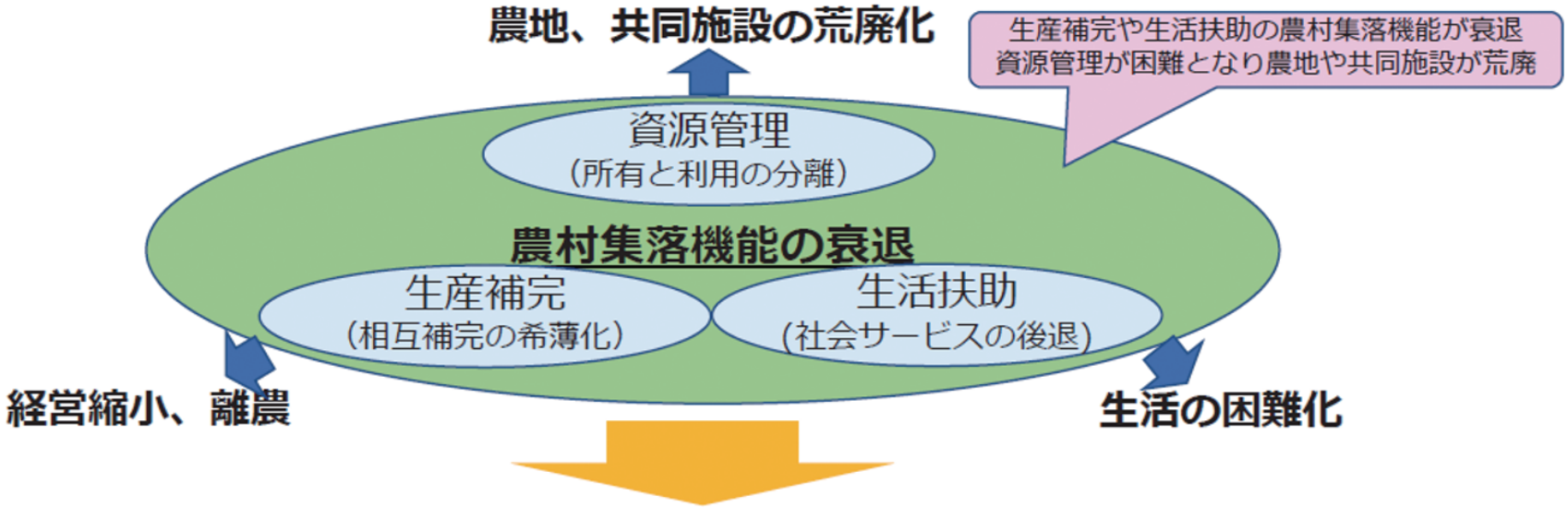
○ 新たな財産管理制度（R5年4月施行）では特定の土地に限った管理人の選任、持分の取得が可能となり、従来よりも制度活用が簡便



**受益地内の所有者不明農地等の解消により権利関係が明確化され、
将来の土地改良事業の円滑な実施に貢献**

TOPIC3　農村地域での集落機能の低下と地域運営組織の必要性

○　中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、**地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て）など集落維持に必要な機能が弱体化。**
○　農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。



３つの集落機能を補完する地域運営組織（RMO)が必要

地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

RMO: Region Management Organizationの略

（例）**○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会**　等

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村ＲＭＯの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村ＲＭＯ※

協議機能　協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・ＰＴＡ
社会福祉協議会
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部　生活部　交流部　産業部　資源部

地域の将来ビジョン

実行機能　事業の実施

資源管理　／　生産補完 農業振興　／　生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクレーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

多面的機能支払の対象集落

A集落協定　B集落協定　C集落　D集落協定　E集落協定　F集落営農　G農業法人　H農業法人

中山間地域等直接支払の対象集落

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※　地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。